

不妊治療への保険適用の拡大及び助成制度の拡充を求める 意見書

日本産科婦人科学会の調査結果によると、平成30年の体外受精の総治療件数は45万4,893件、体外受精で生まれた子どもは5万6,979人と過去最高を更新しており、総出生数から計算すると同年においては16人に1人が体外受精で生まれたこととなる。

国においては平成16年度から、年1回10万円を限度に助成を行う特定不妊治療助成事業が創設され、その後も助成額の上乗せや所得制限の緩和など段階的に拡充が図られているが、対象年齢や治療回数に一定の制限があるほか、保険適用の範囲は不妊の原因調査など一部に限られており、さらには、保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たりの費用が高額な上に複数回行われる例が多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担となっている。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を本年10月から開始しているが、保険適用の拡大及び所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題である。

よって、国におかれては、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことができるようにするため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように十分配慮すること。具体的には、現在、保険適用の対象となっていない人工授精をはじめ、特定不妊治療である体外受精、顕微授精及び男性に対する治療についてもその対象として検討すること。
- 2 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、所得制限の撤廃や対象年齢、治療回数の制限緩和など、既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月11日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
厚生労働大臣